第百九十条第二項中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、「区」の下に「及び総合区」を加える。

第二百十二条の二の表第九十三条の項、第二百十二条の四の表第九十三条の項、第二百十三条の二の表第九十三条の項、第二百十四条の二の表第九十三条の項、第二百十五条の二の表第九十三条の項、第二百十六条の三の表第九十三条の項及び第二百十七条の二の表第九十三条の項中「区」の下に「又は総合区」を加える。

（健康保険法施行令の一部改正）

第二条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「、区」の下に「又は総合区」を加え、同条第三項中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

（人口動態調査令の一部改正）

第三条　人口動態調査令（昭和二十一年勅令第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「東京都及び」を「特別区の区長並びに」に、「区の区長」を「区長及び総合区長」に改める。

（災害救助法施行等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「又は当該市の区」の下に「若しくは総合区」を加える。

一　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号

二　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十五条

三　阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成七年政令第十一号）第三条

四　東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）第五条

（土地改良法施行令の一部改正）

第五条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項中「又は区長」を「（総合区を含む。次項において同じ。）又は区長（総合区長を含む。）」に改める。

（漁業法施行令の一部改正）

第六条　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「あつては区」の下に「及び総合区」を加える。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第七条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「一の区」の下に「（総合区を含む。第百四十一条の二及び第百四十一条の三を除き、以下同じ。）」を加える。

第百四十一条の二の見出しを「（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）」に改め、同条第一項中「それぞれ区」及び「、区」の下に「及び総合区」を加え、同条第二項中「区」の下に「及び総合区」を加える。

第百四十一条の三第一項及び第二項中「区」の下に「及び総合区」を加える。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「により区」の下に「（総合区を含む。以下同じ。）」を加える。

（自動車登録令の一部改正）

第九条　自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「又は区長」の下に「若しくは総合区長」を加える。

（農地法施行令の一部改正）

第十条　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「により区」の下に「（総合区を含む。以下この条において同じ。）」を、「又は区長」の下に「（総合区長を含む。）」を加える。

（学校教育法施行令の一部改正）

第十一条　学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「その区の区長」を「区長又は総合区長」に改める。

（自衛隊法施行令及び公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十二条　次に掲げる政令の規定中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

一　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第五十四条

二　公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令（昭和六十二年政令第三百六十八号）附則第五条第九号

（建設機械登記令等の一部改正）

第十三条　次に掲げる政令の規定中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

一　建設機械登記令（昭和三十九年政令第三百五号）別表の一の項添付情報欄

二　企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）別表の十の項添付情報欄

三　船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第三項

四　農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）別表の三の項添付情報欄

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第十四条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第三項を削る。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「区を」を「区及び総合区を」に改め、同条第三項中「区」の下に「及び総合区」を加える。

（小売商業調整特別措置法施行令の一部改正）

第十六条　小売商業調整特別措置法施行令（昭和三十四年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第四号イ中「及び」を「を含むものとし、」に、「第二百五十二条の二十に規定する区を含む。以下」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。次号ロにおいて」に改める。

（宅地造成等規制法施行令の一部改正）

第十七条　宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「指定都市（以下」の下に「この項において」を加え、「、同法」を「又は同法」に改め、「中核市（以下」の下に「この項において」を加え、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「特例市」という。）」を削り、「、中核市又は特例市」に改める。

第十八条　指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令の一部改正）

（指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令

目次中「第三章　特例市関係（第九条）」を削る。

第四条第一項中「の区」の下に「（総合区を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三章を削る。